

「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する 基本的な計画」の変更案について

令和5年2月
厚生労働省
国土交通省

建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画

- 「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画」(以下「基本計画」という。)は、建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律(以下「建設職人基本法」という。)に基づき、政府が、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため定めるもの。
- 現行の基本計画は、平成29年6月に閣議決定。
- 建設職人基本法では、「少なくとも5年ごとに、基本計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならない。」と規定されている。

建設職人基本法(抜粋)(平成29年3月16日施行)

第8条 政府は、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定しなければならない。

2～5 (略)

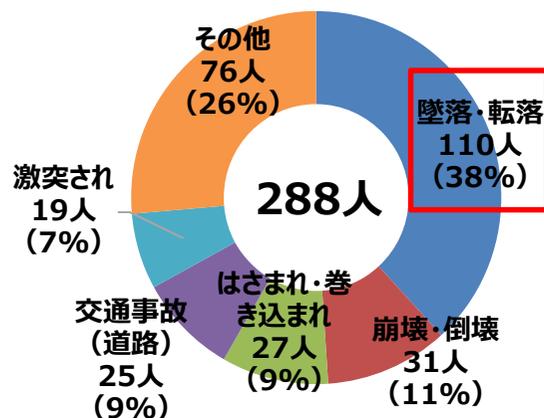
6 政府は、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する状況の変化を勘案し、並びに建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも五年ごとに、基本計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならない。

基本計画の変更に係る背景①

建設業の労働災害の状況

- 建設業における労働災害は長期的には減少傾向にあり、令和3年には死亡者数は288人、休業4日以上の死傷者数は16,079人。
- 死亡災害、死傷災害とも屋根・屋上等の端・開口部や低所(はしご・脚立)、足場等からの墜落・転落災害が最も多く、死亡災害の約4割、死傷災害の約3割を占めている状況。

建設業の死亡災害の事故の型別内訳 (令和3年)



出所：死亡災害報告(厚生労働省)

建設業における休業4日以上の死傷者数

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H30/R1	R2	R3	前年比較
死傷災害	17,073	17,189	17,184	15,584	15,058	15,129	15,374	15,183	14,977	16,079	△1,102人 7.4%増加
墜落・転落災害	5,892	5,983	5,941	5,377	5,184	5,163	5,154	5,171	4,756	4,869	△113人 2.4%増加

出所：労働者死傷病報告(厚生労働省)

基本計画の変更に係る背景②

基本計画策定後の状況変化等

- 気候変動の影響や新型コロナウイルス感染症の感染拡大、石綿を用いた建築物の解体工事の増加等に伴い、新たな状況変化への対応等が必要。
- 更なる活躍が期待される女性や増加する外国人労働者、高年齢労働者等人材の多様化を踏まえた取組が求められている。
- 一人親方等の安全及び健康の確保の徹底とともに、適正な請負契約の推進が引き続き求められる。
- 新・担い手3法(令和元年法律第30号、第35号)や働き方改革関連法(平成30年法律第71号)を踏まえた、働き方改革の推進、処遇の改善等は引き続き重要な課題。
- インフラ分野のデジタル・トランスフォーメーション(以下「DX」という。)は、危険作業等の減少や建設現場の環境改善に寄与することが期待される。

基本計画に基づく施策の推進成果

- 建設業における墜落・転落災害の防止対策の充実強化を検討するため設置した「建設業における墜落・転落防止対策の充実強化に関する実務者会合」(厚生労働省平成30年5月設置)において、令和4年10月に「建設業における墜落・転落災害防止対策の充実強化に関する実務者会合報告書」がとりまとめられた。
- 安全衛生経費が下請負人まで確実に支払われるような実効性のある施策を検討するため設置した「建設工事における安全衛生経費の確保に関する実務者検討会」(国土交通省平成30年6月設置)において、令和4年6月に「安全衛生経費の適切な支払いに向けて(提言)」がとりまとめられた。
- 社会保険加入に係る一人親方対策について、令和4年4月に「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」を改訂。

基本計画の全体構成及び変更(案)

はじめに 現状と課題

1. 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に必要な環境整備
2. 一人親方等への対処の必要性
3. 建設工事従事者の処遇の改善等を通じた中長期的な担い手の確保

第1 基本的な方針

1. 適正な請負代金の額、工期等の設定
2. 設計、施工等の各段階における措置
3. 建設業者等及び建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の向上
4. 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上

第2 政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

1. 建設工事の請負契約における経費の適切かつ明確な積算等
2. 責任体制の明確化
3. 建設工事の現場における措置の統一的な実施
4. 建設工事の現場の安全性の点検等
5. 建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発

第3 総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

* 現行の基本計画から、以下項目のみ削除
「3. 東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた先進的取組」

1. 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上を図るための施策
2. 墜落・転落災害の防止対策の充実強化
3. 健康確保対策の強化 **【新設】**
4. 人材の多様化に対応した建設現場の安全健康確保、職場環境改善 **【新設】**
5. 基本計画の推進体制
6. 施策の推進状況の点検と計画の見直し

基本計画変更案における主な変更内容

はじめに 現状と課題

1. 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に必要な環境整備
 - 昨今の労働災害を踏まえ、基本計画策定後の施策の効果や課題、取組の周知やフォローの必要性を追加。
 - 気候変動の影響、新型コロナウイルス感染症、石綿を用いた建築物の解体工事の増加等新たな状況変化への対応の必要性を追加。
 - 女性や外国人労働者、高年齢労働者など人材の多様化を踏まえた取組が求められることを追加。
 - 労働災害防止の観点からもインフラ分野のDXの推進に係る期待を追加。
2. 一人親方等への対応の必要性
3. 建設工事従事者の処遇の改善等を通じた中長期的な担い手の確保
 - 若者等担い手確保のため、新・担い手3法や労働基準法を踏まえた働き方改革、処遇改善、地位向上等を図る必要性を追加。

第1 基本的な方針

1. 適正な請負代金の額、工期等の設定
2. 設計、施工等の各段階における措置
 - i-Constructionやインフラ分野のDXの効果的な推進の有用性を追加。
3. 建設業者等及び建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の向上
 - 女性や外国人労働者、高年齢労働者等人材の多様化に対応した安全健康確保、職場環境改善の重要性を追加。
4. 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上
 - 処遇の改善や地位の向上の取組として、生産性の向上を追加。

基本計画変更案における主な変更内容

第2 政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

1. 建設工事の請負契約における経費の適切かつ明確な積算等

- 安全衛生経費が下請負人まで確実に支払われるよう、安全衛生対策項目の確認表及び安全衛生経費を内訳として明示するための「標準見積書」の作成・普及を図ることを追加。
- 安全衛生経費の必要性や重要性について、発注者、建設業者及び国民一般に対して理解されるよう戦略的に広報を実施することを追加。
- 工期設定について、新・担い手3法や労働基準法を踏まえることを追加。

2. 責任体制の明確化

3. 建設工事の現場における措置の統一的な実施

- 一人親方であっても、実態が雇用労働者である場合に労働者として扱うよう周知指導を図ること、請負契約を締結する際に取引の適正化等を図ることの周知を追加。

4. 建設工事の現場の安全性の点検等

- 建設業者等の自主的な取組として、労働安全衛生マネジメントシステムの構築・運用を行う取組の促進を追加。
- 建設工事従事者の安全及び健康に配慮した設計の建築物等について、海外の安全衛生対策の活用事例を含めた先行事例の収集・普及の促進を追加。
- 安全な工法等の研究開発・普及の推進の具体的な取組として、建設機械施工の自動化・遠隔化やロボットの活用等を追加。

5. 建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発

- 安全衛生教育の継続的実施が労災防止に効果的である旨を追加。
- 安全衛生教育の重要性に係る理解促進や能力向上教育等の原則実施のより一層の促進を追加。
- 意識啓発に係る自主的な取組として、危険感受性を高める安全衛生教育等を追加。

基本計画変更案における主な変更内容

第3 総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

1. 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上を図るための施策

- 令和2年10月より、建設業許可・更新において社会保険の加入が要件化されたことを追加。
- 「働き方改革」の推進について、新・担い手3法や労働基準法を踏まえること、働き方の変革や建設産業の魅力向上につながるインフラ分野のDXの推進、教育訓練の充実等事業主への支援等を追加。

2. 墜落・転落災害の防止対策の充実強化

- 平成31年にフルハーネス型墜落制止器具の使用が義務化されたものの、適切に使用していなかったことに起因する死亡災害事例が多い旨を追加。
- 労働安全衛生法令の遵守徹底等として、墜落制止用器具の使用の徹底、作業床の端や開口部等への囲い、手すり等の設置、足場の組立て時等及び作業開始前の点検の徹底並びに高所作業従事者の危険感受性向上の取組の促進を追加。
- 墜落・転落災害防止対策の充実強化として、木造家屋建築工事等の屋根・屋上等の端、開口部、低所(はしご・脚立)からの墜落・転落災害防止のためのマニュアルの作成・普及、足場点検の確実な実施のための措置の充実、一側足場の使用範囲の明確化足場の組立・解体中の墜落・転落防止対策の充実強化を追加。

3. 健康確保対策の強化【新設】

- 熱中症、騒音による健康障害防止対策を追加。
 - ・ 「職場における熱中症予防基本対策要綱」、「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づく対策の実施。
- 新型コロナウイルス感染症の予防対策等を追加。
 - ・ 「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」等を踏まえた対策の徹底。
- 解体・改修工事における石綿ばく露防止対策等を追加。
 - ・ 石綿使用の有無に関する事前調査、調査結果に基づく作業の実施等の石綿ばく露防止対策の徹底。

基本計画変更案における主な変更内容

第3 総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

4. 人材の多様化に対応した建設現場の安全健康確保、職場環境改善【新設】

○ 女性の活躍促進。

- ・ 「女性の定着促進に向けた建設産業行動計画」等に基づき、「働き続けられるための環境整備」等の取組を官民一体となって推進。

○ 増加する外国人労働者の労働災害への対応。

- ・ 外国人労働者への効率的・効果的な安全衛生教育のための手法の提示や危険の見える化のためのピクトグラム安全表示の開発を促進。

○ 高年齢労働者の安全と健康の確保。

- ・ 高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境の実現に向けて、ガイドラインに基づく取組の促進、「転倒防止」のための取組を進める。

5. 基本計画の推進体制

6. 施策の推進状況の点検と計画の見直し